

## 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

なお、これにより本県の認定団体数は、11団体となる。

### 1 認定団体の概要

- ・名称 特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ
- ・代表者 橋本 明夫
- ・事務所 石川県金沢市北寺町へ9番地3
- ・目的 この法人は、消費者の権利の確立に関して、消費者や消費者団体・消費者問題専門家・関係諸機関等が連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の未然防止、及び被害救済に関する事業を行い、消費者全体の利益擁護を図り、消費生活の安定向上ならびに消費者市民社会の形成に寄与することを目的とする。

### 2 認定の有効期間 令和7年1月8日 ～ 令和12年1月7日（5年間）

#### （参考）

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成24年4月1日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。